# 令和6年度 伊勢市防犯推進協議会事業計画

当協議会は、「伊勢市防犯活動の推進に関する条例」に基づき、市、伊勢市自 主防犯団体、自治会、伊勢度会地区生活安全協会、伊勢警察署などが一体となって犯罪や事故がない安全で安心なまちづくりの推進に取り組んでいます。

伊勢市の刑法犯罪の認知件数は、令和3年が514件、令和4年が494件で、 年々減少傾向でしたが、令和5年には627件と増加しています。

また、令和5年の刑法犯認知件数の627件のうち、窃盗犯が445件と刑法犯全体の約7割を占め、自転車盗、車上ねらいが多く発生しています。また、架空請求詐欺等の特殊詐欺事案や、子どもへの声かけ事案等も依然として横行しており、地域の自主防犯活動の推進、関係機関との連携が重要となっております。こうした情勢に対処するため、当協議会では、啓発を重点に地域安全活動を展開し、各関係機関及び各団体との連絡体制を整えながら、市民の防犯意識高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、より安全で安心できる市民生活を確保するために、次の事業計画(案)を策定しました。

## 1 防犯意識の高揚を図るための啓発事業

- (1) 地域安全講習会の開催
  - ① 自治会、老人会、幼稚園及び保育園等の各種団体からの要望に応じて講習会を開催する。
  - ② 講習会の概要
  - ・防犯DVDや寸劇による特殊詐欺被害防止の啓発
  - ・伊勢警察署員等による管内の刑法犯等の発生状況や特殊詐欺の事例 の紹介とその対応策について
  - 防犯アドバイザーによる地域の防犯対策について
  - ・自主的な防犯活動の必要性について
  - ・見知らぬ人への注意や対処法について

### (2) 啓発活動の実施

①特殊詐欺被害防止

毎月第1、第3金曜日に、伊勢警察署、伊勢度会地区生活安全協会及び伊勢市自主防犯団体連絡会と合同で、大型店舗で防犯チラシの配布等による啓発活動を実施する。

# ②伊勢まつりでの防犯啓発

伊勢市自主防犯団体連絡会の会員で伊勢まつりのパレードに参加し、 啓発活動を実施する。

## ③観光客への防犯啓発

伊勢市を訪れる観光客への注意喚起のため、観光案内所等に車上ねらいや置き引きなどの被害防止啓発チラシを設置する。

また、外宮参道、宇治おはらい町通りにて、伊勢市自主防犯団体連絡会の会員で、観光客へ盗難防止などのチラシ及び啓発物品を配布し、 啓発活動を実施する。

## (3)全国地域安全運動期間(10月11日~20日)中の啓発

①街頭啓発の実施

伊勢警察署・伊勢度会生活安全協会と合同で、伊勢市駅周辺駐輪場等で街頭犯罪被害防止について、啓発チラシの配布等を実施する。

②懸垂幕等による啓発

期間中、懸垂幕及び幟旗を市役所の本庁及び各総合支所に設置し、啓発に努める。

### (4) 防犯情報による啓発

伊勢警察署や学校から提供のあった「防犯情報」を、必要に応じて 「防犯情報メール」にてメール登録者に配信し、注意喚起及び啓発に 努める。

#### 2 自主防犯活動の推進事業

(1) 自主防犯活動の推進

各自治会、各自主防犯団体等に対する地域安全活動の支援・防犯用品等の貸出しをする。また、各地域での啓発活動や講習会等で啓発チラシ、啓発物品(ポケットティッシュ、マスクなど)を配布し注意喚起に努める。

#### 3 関係機関・関係団体との連携及び情報交換

- (1) 防犯意識の高揚と啓発
  - ①関係機関及び関係団体との連携

伊勢警察署、伊勢度会地区生活安全協会、伊勢市自主防犯団体連絡会及び関係団体と連携し、地域安全活動を推進する。

# ②犯罪等の発生情報の提供

三重県警察本部、伊勢警察署が発行する地域安全情報及び広報紙 を関係機関等(各委員、各関係課、各総合支所、各支所等)に提供 し、情報共有を図る。

## 4 防犯推進協議会の目的を達成するための必要な事業

- (1) 犯罪防止に配慮した環境整備
  - ①地域の安全な環境整備の推進

各地域の防犯上の危険箇所及び犯罪誘発箇所を伊勢警察署、自主 防犯団体、学校管理者と情報共有し、地域が一体となった防犯対策 を講じる。

②防犯灯LED化の推進

街を明るくし、犯罪の起こりにくい環境づくりのため、LED防犯灯の設置・取替を推進する。

- ・自治会が設置、維持管理する防犯灯への補助事業
- ③防犯カメラ設置の推進

安全で安心なまちづくりのため、自主的な防犯活動を補強するものとして、防犯カメラの設置・取替を推進する。

- ・自治会が設置、維持管理する防犯カメラへの補助事業
- ④特殊詐欺等被害防止機器設置の推進

高齢者を対象とした振り込め詐欺などの特殊詐欺を未然防ぐこと に有効な特殊詐欺等被害防止機器の設置を推進する。

・特殊詐欺等被害防止機器購入費の補助事業 (市内に住所を有する65歳以上の人)

#### (2) 防犯パトロールの実施

①防犯パトロール用品の装着

地域の安全を守るため、徒歩・自転車・自動車等により、市内を 移動する際には、防犯ベスト等の着用や自転車用のプレート、自動 車用のマグネットを装着するための防犯用品を各団体等へ貸与し、 犯罪に対して、常に監視の目があることで、犯罪の起こりにくい街 を目指す抑止活動を実施する。

②青色回転灯装備車によるパトロール

市内全小中学校周辺及び不審者出没地域を重点的に下校時にあわせて、犯罪抑止効果の高い青色回転灯装備車によるパトロール「通称:青パト」を実施する。